## 定期報告対象建築物調査票

【オモテ面】

		記人日	年 月 日	
(1) 申請建物名称				
(2) 旧もしくは既存建物名称				
(3) 申請建物所在地				
《注意》(2)は確認申請書第4面の工事種別が「新築」以外の場合に記載すること				

設問		回答	審査機関 チェック欄		
1	本建築物は右欄(i)~(ii)に 該当する建築物ですか。	(i)法第6条第1項第1号	□該当する		
		( ii )令第14条の2	□いずれにも該当しない <u>⇒ 調査終了</u>		
2	本建築物は <u>ウラ面(A欄)</u> の対象用途( <u>建築物別用途で</u> <u>判断</u> )に該当しますか。 該当する場合、用途番号に〇をしてください。		□該当する (用途番号: 1-a, 1-b, 2, 3, 4, 5, 6-a, 6-b, 7 )		
	※これより以降の設問についてはた規模にて判断をお願いします。	該当する用途番号に対応し	□該当しない <u>⇒ 調査終了</u>		
【特殊建築物】			□該当する		
3	本建築物は <u>ウラ面(B欄)</u> の対象規模(特殊建築物)に 該当しますか。		□該当しない		
	【建築設備】		□該当する		
4	下記建築設備 <sup>※1</sup> が設置されている かつ、 用途番号「1~4」における延床面積が2,000㎡以上です か。		□該当しない		
(5)	【防火設備】		□該当する		
(3)	下記防火設備 <sup>※2</sup> が設置されている かつ、 <u>裏面(C欄)</u> の対象規模(防火設備)に該当するか。		□該当しない		

## 【※1 対象となる建築設備】

- ・中央管理方式による換気設備
- ・火気使用のための機械換気 (用途番号「3、4」に限る)
- ・居室に設けられた機械排煙設備
- ・開放型蓄電池を予備電源としたもの、開放型蓄電池と自家用発電装置とを組み合わせたもの

## 【※2 対象となる防火設備】

- ・随時閉鎖式の防火設備(外壁部開口部の防火設備、防火ダンパーは除く)
- (例)通常時は開きっぱなしの状態となっており、火災を感知すると閉鎖される防火設備。 壁などに収納されていた鉄扉がスイングして閉じられるものと、天井に収納されていた シャッター等が下りて閉鎖するものが多い。

## 〇佐賀県 定期報告対象建築物一覧

A欄		A欄	B欄 特殊建築物	C欄 防火設備	
	途号	対象用途	対象規模 (避難階以外の階を次に掲げる用途に供するもの (1-b、6-b、7を除く))	対象規模	対象 根拠
1	а	劇場、映画館、演芸場、観覧場 (屋外観覧場を除く)公会堂又は 集会場	当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にある 当該用途の床面積(客席部分)が200平方メートル以上 劇場・映画館・演芸場で、主階が1階にない	同左	法
	b	劇場、映画館、演芸場、観覧場 (屋外観覧場を除く)公会堂又は 集会場	当該用途の床面積が300平方メートル以上	対象外	条例
	2	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にある 2階にある当該用途の床面積が500平方メートル以上 当該用途の床面積が3,000平方メートル以上	同左	法
	3	旅館又はホテル	当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にある 2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上	同左	法
	4	病院、診療所(患者の収容施設が あるものに限る)、就寝用途の児童 福祉施設等	当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にある 2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上(病院、有床診療所は、2階部分に患者の収容施設がある場合に限る)	同左 + <u>当該用途の床面積が200平</u> 方メートル以上	法
	5	体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場(いずれも学校に附属するものを除く)	当該用途(100平方メートル超の部分)が3階以上の階にある 当該用途の床面積が2,000平方メートル以上	同左	法
6	а	共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る)又は寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る)	当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にある 2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上	同左 + <u>当該用途の床面積が200平</u> <u>方メートル以上</u>	法
	b	上記a以外の下宿、共同住宅又 は寄宿舎	階数が5以上、かつ、当該用途の床面積が1,500平方メートル以上	対象外	条例
	7	事務所その他これに類する建築 物	階数が5以上、かつ、当該用途の床面積が1,000平方メートル以上	対象外	条例